

宜 福 育 第 141 号
令 和 6 年 7 月 12 日

合同会社SHINKA
ぱいかじ保育園 御中

宜野湾市長 松川 正則
(公 印 省 略)

令和5年度の公定価格の額について

貴施設における令和5年度の公定価格の額は、別紙の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

<各月ごとの年齢別の公定価格の額>

	乳児		1・2歳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	276,650円	273,310円	196,360円	193,020円
5月	276,650円	273,310円	196,360円	193,020円
6月	276,650円	273,310円	196,360円	193,020円
7月	277,840円	274,500円	197,550円	194,210円
8月	275,680円	272,340円	195,390円	192,050円
9月	275,680円	272,340円	195,390円	192,050円
10月	276,140円	272,800円	195,850円	192,510円
11月	275,680円	272,340円	195,390円	192,050円
12月	275,680円	272,340円	195,390円	192,050円
1月	275,680円	272,340円	195,390円	192,050円
2月	275,680円	272,340円	195,390円	192,050円
3月	275,680円	272,340円	195,390円	192,050円

(注) 上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割りの計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。